

貴族院議會同國九十二年第一號記錄速記事會議員特別委員會案官行政

第九十二回
貴族院議會

- 行政官廳法案
 - 宮内府法案
 - 恩給法の一部を改正する法律案
 - 日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の効力等に關する法律案

組織、運営、職員等に關する一般の規定を定めるものでございまして、法律又は政令で特別の事項を定めない限りは、一般的に適用せられることになります。是より以下逐條に付きまして大體の内容を御説明致したいと思ひます、先づ第一條でございますが、本條は内閣總理大臣及び各省大臣の所掌事項に關する規定でございまするが、是は原則として從來の例に依るごとに致したのでござります、次は第二條でござりまするが、本條は各省大臣の補職に關する規定でございまして、各省大臣は國務大臣の中から内閣總理大臣が之を命じ、又は自ら之に當ることと規定致しました、次は第三條でございますが、本條は、總理廳、各省及び其の外局に關する規定であります、即ち各大臣の所掌事務は、原則として總理廳、從來の各省及び從來の外局で之を掌ることに規定致しました。尙從來内閣の名稱の下に、國務大臣の合議體たる内閣の機能と、各省大臣並みの行政官廳たる内閣總理大臣の機能を併せて居りましたが、今後は總理廳の名稱をして、後者としての機能を掌ることを明かにしたのであります、次は第五條乃至第七條であります、是等の條項は各大臣の主任事務に付ての權限に關する規定であります、是等の條項は概ね從來の内閣官制及び各省官制通則に依る、各大臣の權限を踏襲したも

のであります、次は第八條でござりますが、本條は各大臣の所管部内に置くべき職員に關する規定であります、各廳の職員に付きましては、原則として從來の各省官制通則及び各廳職員通則に依ることに定めたのであります、次は第九條であります、本條は内閣官房及び法制局に内閣總理大臣の所管事務の一部を掌らしめ得る途を拓く規定であります、即ち内閣官房及び法制局は、本来内閣の所屬部局でございますが、内閣總理大臣の所管事務を補助せしめることを便宜とする場合がある爲であります、次は第十條でございますが、本條は内閣官房及び法制局の組織に關する規定であります、内閣法の規定に依りまして、内閣官房及び法制局の組織は、法律で之を定めることとなつて居りますので、本條を設けた次第であります、是等に付ても大體は現行であります、是等に付しても大體は現行制度を踏襲致しましたが、内閣書記官長の官名を内閣官房長官に改めることと致しました、次は第十一條でござりまするが、本條は、内閣官房及び法制局關係事項に付ての職員の服務上の統督、閲議講議及び命令制定に關する主任大臣としての機能を内閣總理大臣が行ふ旨を規定するものであります、次に第十二條であります、本條は、各廳の所要の部局及び機關の設置に關する規定であります、其の任免に關しまして、天皇の認證を要する官吏と致しまして、天皇の認證を要する官吏に關する規定であります、本條は其の任免に付きまして、

は、國務大臣及び裁判所法、檢察廳法、會計検査院法、宮内府法の如く、他の法律で規定して居りますものの外、本條に之を掲げたのであります、次は第十四條でございますが、本條は官吏の身分上の事項に關する手續に關する規定であります、官吏の身分上の事項に關する手續は、原則として之を政令で定め得ることに致しました、次は附則であります、此の附則第一項に於きてましては、此の法律が、日本國憲法施行の日から施行せられる旨を定めたのであります、附則の第二項に於きてましては、此の法律が一年間を限つて有效とする旨を定めたのであります、行政官廳の権限、組織、運営、職員等に付与するものがあると考へますので、政府に於きましては、別途に其の研究を重ねて居りまして、其の成果を待つて法制の整備を爲さうと考へて居ります、此の法案に於きましては、曩に成立致しました内閣法と相俟つて、日本國憲法施行に必要な法制を確立することを目標と致しまして、實體的な部分に付きましては、成るべく從來の例を踏襲致し、取敢ず其の有效期間を一年と限つた次第であります、附則の第三項及び第四項に於きましては、經過的・専門的・員數に付て所要の改正を行ひました、尚家議院に於きましては、第十二條

の所掌事務の特性に鑑みまして、特に侍従長、侍従及び式部官を設けむと致して居ります、即ち侍従長は側近に奉仕し、侍従は、侍従長の職務を助けて、式部官は、儀式及び接待に關することを掌るものであります、更に長官及び侍従長は、其の職務の重要且特殊な點に鑑みまして、其の任免に付きまして、天皇の認證を要することに致しました、第三は、宮内府の部局に關する點であります、宮内府の所轄に關する點であります、第四は、宮内府は、固より行政系統に屬するものであります、内閣總理大臣の所轄に屬する旨を規定致したのであります、以上の次第でござりまするからして、どうか御審議の程を御願ひ致します、之を以て兩法案の説明と致します。

○委員長伯爵前田利男君 次に、恩給法の一部を改正する法律案、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律案に付て、御説明を願ひます

○政府委員(入江俊郎君) 恩給法の一部を改正する法律案に付きまして、其の提案理由を申上げます、此の改正は、昨日本會議に於きましたとしても申上げました如く、新憲法の施行に伴ふ諸般の法令の改廢等に伴ふものでありますて、其の主なる點を順次申上げたいと存じます、第一點は、皇室關係職員に關する規定の整備であります、宮内職員は、現在宮内省恩給令に依りまして、宮内省から恩給を支給されて居りますが、恩給法の中には、宮内職員と政府職員との人事交流の場合の、政府職員の恩給取扱に關しまして、種々の

規定がございますが、是等の規定は、今後不要となりますので削除することに致したのであります、第六・條第二項、第八・條第三項、第四十一・條第六號、第四十二・條第一・項第一號及び同條第三・項、第五十三・條、第五十七・條並に第五十八・條第一・項第一號に關する改正規定がそれであります、又宮内職員の恩給は、宮内省廢止後に於きましては、國庫が之に代つて從來通り支給し、尙宮内省廢止の際引續き政府職員となる者に付きましては、政府職員を退職した時前後の在職年を通算致しまして、恩給を支給することに致したのであります、改正法律附則の第二・條乃至第五・條に此の關係を規定致しました、更に又先般皇宮警察署が警視廳に移管せられましたのに伴ひまして、新たに設けられました皇宮護衛官の中、皇宮警部補及び皇宮警察手は、他の一般警部補及び巡査と恩給法上同様に取扱ふべきものと考へられまして、之を恩給法上の公務員たる警察監獄職員として指定することと致したのであります、第三十三・條の規定に第四號を追加致しましたのが是であります、改正の第二點は恩給に關する争訟に付ての規定でござります、現行法に依りますと、恩給の権利侵害に對しましては、先づ恩給局長に具申し、其の裁決に不服ある時は、内閣總理大臣に訴願するか、又は行政裁判所に出訴するか、二つの中其の一つを探り得ると云ふことになつて居りますが、新憲法施行とともに、行政裁判所が廢止せられました、從來行政裁判所に出訴することになつて居りました恩給に關する訴訟

は、之を民事裁判所に提起するやうに改めますると共に、又右のやうな訴訟の提起に付きましては、從來行政訴訟に付きまして設けられて居りましたやうな制限を存續させることは、新憲法の趣旨から申しまして如何かと思はれますから、今後は、或は其申を經すに直ちに出訴することも出来る、又其申の裁決ばかりでなく、訴願の裁決に對しても出訴出来ると云ふことに致しまして、且民事裁判所に出訴された事件に付きましては、其の判決を最終決定とすると云ふ趣旨を以て、重ねて其の事件に付きまして其申又は訴願を許さないことに致したのであります、第十三條の改正規定が是でござります、改正の第三點は、國會法の施行に伴ひます改正であります、新憲法の施行と共に、貴蒙兩院事務局の職員は廢止せられ、國會職員が新たに設けられることになつたのであります、此の國會職員の恩給の取扱に付きましては、其の暫定的措置と致しまして、恩給法の適用に付きましては、貴蒙兩院事務局の職員、其の他恩給法上の公務員から引續いて國會職員となる者に付きましては、其の者の國會職員としての在職を恩給法上の公務員として引續いて在職するものとして取扱ふことに致したのであります、改正法律の附則第九條に此のことと規定してあります、改正の第四點は、地方自治制度の改正に伴ふものであります、地方自治法の施行に伴ひまして、都道府縣等の地方廳職員の大部分の者の身分は、政府職員たる身分から普通地方公共團體たる都道

府縣の職員の身分に移行することになったのであります。が、之に付きまして、先程申しました國會職員と同じやうに其の恩給制度に付きましては、任用、給與等の諸制度の整備と相俟つて速かに何分の決定を見ることと存じて居りますが、其の決定を見ます迄の暫定的措置として、其の都道府縣職員としての在職を恩給法上の公務員として引續いて在職するものとして取扱ふことと致したのであります。改正法律の附則第十條であります。以上の外、日本國憲法施行に伴ふ民法の應急的措置に關する法律の施行に伴ひまして、恩給法中遺族に關する二三の規定に付きましても、應急的に政令で所要の定めをなし得るやうに措置し、又勅令と云ふ文字を政令に改めると云ふ風な、新憲法の施行に伴ひまして改正されたことになつた若干の規定を修正して居ります、改正法律附則第十一條の規定、或は第二十條、第二十三條、二十五條、三十三條、四十一條等の改正規定等が是であります。以上が本案の趣旨の大要でございます。次に日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律に付て其の趣旨を申上げますと、先づ第一條であります。が、從來の法令は日本國憲法施行に伴ひまするが、是等の法令中で勅令、省令等の命令の規定であつて、而も其の内容が法律で規定しなければならないやうな事柄を規定して居るものに付きまして、其の内容が憲法の條規に違背するものは無効となり、それ以外の法令は効力を存續すると云ふことになり、憲法施行後に於てそれが如何なる効力を持つかと云ふことに付て規定を置いたのであります。即ち是の命

令の規定は、新憲法施行後は法律と同旨を明にすると共に、其の期限を本年未迄と限定致しまして、其の間出来るだけ速かに正規の立法手續に依つて國會の議決を經て法律に改めて行きたいと考へたのであります、勿論是等命令の規定も、日本國憲法施行前に十分検討致しまして、不必要と考へられましたものは之を廢止し、不適當と考へられますものは之を改めまして、本條の適用を受けるものは直に已むを得ないものに限るやうに努力を致したいと考へて居ります、次に第二條でございますが、他の法律及び法律と同一の効力を有する命令の規定の中に、勅令と云ふ文字が多數ございますが、日本國憲法施行後は、勅令と云ふ國法の形式はなくなりますので、之を政令と読み換えることと致したのであります、次に第三條に付て申上げます、日本國憲法施行に際しまして、將來之を存續せしめる必要のないものを茲に列舉して之を廢止することと致した譯であります、明治二十三年法律第八十四號、是は命令の條項違反に關する罰則に關する法律であります、勅令以下の命令に罰則を附し得ることを包括的に委任して居る法律であります、斯かる包括的委任は日本國憲法第七十三條第六號の規定等に照しまして存續を許すことが出来ないと考へるのであります、又明治三十八年法律第六十二號、戸主でない者が質権を授けられた場合に關する法律であります、是は華族制度の廢止に伴ひ、廢止することと致したのであります、大正十五年法律第八十三號、王公族の權義に關する法律及び昭和二年法律第五十一號、王公族から内

地の家に入った者及び内地の家を去り
王公族に入った者の戸籍等に關する法
律は、王公族に對して、一般國民とは
特別の權利義務を認めるとして云ふ風な法
律でありますので、是は新憲法に照し
まして、存續せしめることが出來ませ
ぬから廢止することと致したのであり
ます、明治四十三年法律第三十九號、
皇族から臣籍になつた者の戸
籍に關する法律でありますが、是は此
の際廢止し、今後は戸籍法の適用に依
つて運用することと致したのであります
す、明治二年行政官達、士族の稱に關
する件、以下太政官布告は何れも士族
制度に關するものであります、此の
士族制度は別段法律上特權を伴ふもの
ではありませんけれども、階級の別を
示す呼稱を存續せしめることは新憲法
の精神から見て如何かと考へまして、
之を廢止することと致したのであります
す、尙附則に於きまして、本法が日本
國憲法施行の日から施行せられるよ
うと云ふ言葉は、内閣法にありましたか
らずか私令によつて記憶致しませぬ
が、内閣總理大臣と云ふことは、憲法
に規定があるのでですが、各省大臣と云
ふ、此の各省と云ふのはどこで出來る
ます

○澤田牛齋君 私は第一條から御伺ひ
したいのですが、第一條に「各省大臣
の分擔云々とあります、此の各省大臣
と云ふ言葉は、内閣法にありましたか
賛願ひたいと存じます

○委員長(伯爵前田利男君) それでは
行政官廳法案の質問に移ることに致し
ます

○政府委員(入江俊郎君) 憲法にも内閣法にも各省大臣と云ふ名稱はございませんので、此の行政官廳法で之を使つた譯であります。是は現に行はれて居る各省大臣、それを其の儘受けまして、行政官廳法で踏襲すると云ふ趣旨を現はした積りであります。

○澤田牛齋君 そこで其の點が私の疑問とする譯であります。從來のものでは、各省官制通則と云ふものがあるから、其の各省官制通則で各省と云ふのは、斯う云ふものだと云ふことが分るので、是はそれと又少し違ふやうであるから、各省を置くと云ふことが、先づ決まらなければ、各省大臣と云ふものは出て来ないのぢやないかと思ひますが、如何ですか

○政府委員(入江俊郎君) 各省と申しますのは、各國務大臣が事務を分擔して管理する、其の仕事をする場所の觀念、場所と申しますか、役所の觀念だと思います。現在の各省官制通則等に於きましては、各省を認めて居ります、そこで之を將來どうするかと云ふ點が問題になりますが、今度の行政官廳法第一條に於きまして、「内閣總理大臣及び各省大臣の分擔管理する行政事務の範圍は、法律又は政令に別段の規定あるものを除くの外、從來の例によつて」あります。此の第一條に依つて各省大臣と云ふ觀念を將來認め、而も其の内容は、憲法施行の際に於ける從前の姿を其の儘踏襲する、此の二つの意味を第一條で現はしたものと考へて居るのであります。

○澤田牛齋君 其の點がどうも了解出来ないのでですが、各省官制通則に依れ

各省と云ふものが分らぬのに、いきなり各省大臣と云ふことは、ちょっと認めないのでやないかと思ひますが、どうでせうか、矢張り現在のやうに各省を置くとか何とかと云ふことがなければ、各省大臣と云ふ呼び聲が出来ないのぢやないか、呼出し役がないのぢやないかと思ひます。

○政府委員(入江俊郎君) 各省大臣と申しますのは結合的な名前でありますまして、内務大臣とか、外務大臣と云ふのが具體的な名前であります、現在に於ける行政の扱ひは、各省に分擔をして居りますから、第一條で明かにしたのと云ふのを、総合的に各省大臣と呼んで居るのが通例であります、其の事實を受けまして、第一條で明かにしたのと云ふのを、現にある内務大臣、太政大臣と云ふ風な、さう云ふ大臣が、其の儘将来も存續し、又其の分擔事務の範囲は、從前の例に依るのだと云ふことになるのだと思ひます、尙第三條に於きましても、各大臣の管理する事務は、從來の各省で管理すると云ふことが書いてありますて、一條と三條と併せて御讀み願ひますと、其の點が法律的に明かになるやうに考へて居るのであります。

○澤田牛齋君 今第三條の御説が出来ましたが、序に第三條の方で質問したいのですが、第三條には「各大臣」、第二條には「各省大臣」とあります、是は何か違ひがあるのでせうか、どうも此の行政官廳法が讀めないので、もつと頭に分り易く書く法はないのでせうか

○政府委員(井手成三君) 第一條、第二條に於きましては、特に總理大臣と各省大臣と書き、且國務大臣と云ふ言葉も持つて來ませぬと、判然と致しませぬが、三條以下になりますと、行政官廳の主體になる内閣總理大臣と各省大臣と、兩方綜合した通有名稱として、各省大臣と云ふ言葉を使つて讀めるだらう、それで簡単に分るだらうと云ふ略稱を使つた次第でござりますが、是はどう云ふ違ひなのでありますか

○澤田牛齋君 さうすると第三條の各省大臣と云ふのは、各省大臣と内閣總理大臣と、それから所管を持たない國務大臣と云ふもの迄含むのですか

○政府委員(井手成三君) 是は所管を持つて居る最高行政官廳たる内閣總理大臣と、各省大臣の積りでござります

○澤田牛齋君 さうすると國務大臣と云ふものは之には入らないのですか

○政府委員(井手成三君) 左様でござります

出来てから問題で、法に依つて始め
て各省と云ふものが出来て、其の出来
た各省の事務は、何に依るとか、かん
に依るとかと云ふことは、ちよつと脊
み込めない點であります、是は矢張
り今迄の各省官制通則のやうなもの
で、各省を置くとか、行政事務分擔
する爲に各省を置くとかなんとか云ふ
ことがなければ、其の適用が出来て来る
所がないのぢやないかと思ひますが如
何でせうか

○政府委員(入江俊郎君) 「從來の例
による。」と第一條で書きましたのは、
實は其の趣旨を表はした積りで居るの
であります、現在御承知のやうに各省
官制通則に依りまして各省の數を書
き、又其の各省毎の官制に依りまし
て、其の各省がどう云ふ事務を分擔す
るかと云ふことが書いてあり、其の各
省を 管して居る各大臣と云ふものが
決つて居る、さう云ふ風に現在勅令で
決つて居ります、其の勅令の制度を其
の儘踏襲せしまして、第一條でそれを
受けて「從來の例による。」と斯うした
譯でございます、そこで第一條の規定
に依つて、將來は法律的に從來の既存
の姿が其の儘法律的な意味を持つて存
續すると云ふことになるのであります
から、此の「從來の例による。」と云ふ
簡単な言葉でありますけれども、其の
中には現在と言ひますか、憲法施行の
際に於ける各省官制通則及び各省官制
の勅令の規定の内容を引用をしたと云
ふことになると考へて居ります

○澤田牛齋君 それならば、何か主客
轉倒して居りはせぬかと私は思ふので
す、今の御説明のやうなならば、從來の
例に依つて各省を置くとか、或は各省官制
を定めるとか何とか云ふことが先に立

つて來なければならぬと思ふのですが、此の一條の書き方では、各省大臣と云ふものがどつかでもう決つて居る、其の決つて居るものゝ仕事の範圍は從來の例に依る、斯う云ふ適用問題にだけしかならぬと私は文章で見て思ふのですが、根本の規定と云ふものが何かもう少し他に書きやうがなければ、権限の範圍とか、何とか云ふものだけが、即ち行政事務の範圍だけが從來の例に依る、其の行政事務を主管する根本の、基本の法規と云ふものは、矢張り法律であれば法律に謳ふべきものではないかと思ひます、さう云ふ點が抜けて居て、いきなり適用になつて居るのだから、其の點を私はをかしいと思ふのですが

いて、其の各省其のものゝ存立、存在する
と云ふものが何も書いてなくて自ら言葉
推出来る書き方は是は少し無理ぢやない
いかと思ひますが、是は議論になります
ですから其の點に付ての質問は止めて置
きます、それから序に申上げますが、
第四條に「所部の職員の服務につき、
これを統督する。」一體統督と云ふ言葉は此
は陸軍省の元の官制に陸軍大臣は軍人軍
屬を統督すと云ふことが出てございました
のですが、統督と云ふ言葉は此處で珍らしく一番古い、最も今嫌はれ
る陸海軍の法令を茲に持つて來たのです
が、是はどう云ふ意味でありますせうか、
監督と云ふだけない監督で宜さざ
うなものですが、此處だけに統督と云
ふやうな恐ろしく舊式の言葉を持つて
来て居る、此の點も私が能く分らぬ
統督すると云ふことは身分から何かから
ですが、そこから服務に付いて統督する
る、今の陸海軍大臣の官制は服務に付
てと云ふことはないで、軍人軍屬を
統督すると言ふことは身分から何かから
總てに付いての、一種の支配權を意味
して居るので、此の第四條は統督と云
ふむづかしい文字を持って來て居りな
がら、而も服務に付きと云ふ條件附で
あります、是は寧ろ統督と云ふ字を使
使ふならば、服務に付きと云ふことは
入れないで、所部の職員を統督すと言
へばはつきり分つて居る、服務に付き
統督すると云ふことはどうも意味が分
らぬやうに思ひます、服務ならば服務
規律があるものである、其の服務規律に
依つて監督するのだから、統督と云ふ
やうな古い意味の言葉は不適當のやう
に思ひます、其の點は如何ですか

と云ふ下級官廳であります、所部の職員としまして、さう云ふ全體を含んで大藏大臣が之を統督して居ると云ふことでありまして、指揮關係を具體的に言へば財務局なら財務局長が、稅務署なら稅務局長が部下の指揮監督を何と言ひますか、見守つて居ると云ふやうな意味で使つた次第であります、すると云ふやうな具體的な言葉が出て参りますので、それよりも大らかな上からふんわりと大藏部内全體の職員を何と言ひますか、見守つて居ると云ふやうな意味で使つた次第であります、陸海軍のみならず、外の方の官制でも統督と云ふ言葉は使つて居つたものでありますから、之を別に軍國的と云ふやうな印象を受けなかつた次第であります、「服務につき」と書きましたのは、職員を統督すること自身に付て問題ではないのであります、兎角服務の見地から、官吏服務規律で自分の勤務地以外に居住をすると云ふことの許可をする、或は自分の私事で許可を賜はると云ふやうなことに付きましても、結局服務の見地から統督するべきであつて、職員の本當の人柄等、一個人の人間と云ふことになりますと、それは又別個のことであると云ふやうなことをはつきりしよう、服務の見地から統督しようと云ふことをはつきりするのでありますて、從前の解釋も其の通りであつたのでありますて、之を特に「服務につき」と明瞭にしただけの理由であります。

る、第二條に「宮内大臣ハ所部職員ヲ
統督シ」とございます、大體此の儘こと
つちが各省官制通則を從前の如く踏襲し
しよう、何れ將來此の官制通則を中心
と致しまして、しつかりした基本的目的
ものが出来ますれば改めたいと思ひます
す、それ迄は大體今回之議會に提案し
ましたものは、從前の例を踏襲したもの
のでありますから、言葉も踏襲致しま
した、但服務と云ふ點に付き入れまし
たのは、從前の考から、服務の規定が
ら統督して行くと云ふことを明かにし
たい見地から入れた次第であります
○澤田牛齋君 從前の通りと言へば、
服務と云ふことは要、ぬことと思ひます
す、それも議論になりますから……私は
ばかり發言して居るといけませぬから
暫く中止します

やうに、官吏が自分の學問上の見地に付て本當に自分の信ずる所を書いて、而も試験官に反しようが反しまいかが、試験官の學說であらうがどうであらうが、本當の實力を以て試して貰ふやうに出来る可能性のあるやうな制度を御考へ願ひたい」と云ふのは、今日の官吏は非常に國民が輕蔑するやうになりましたけれども、私は本來官僚主義ではありませぬけれども、官吏と云ふものを非常に尊重して居ります、國家の下にある官吏を馬鹿にじたり、官吏に其の人を得ないと云ふ時には必ず國家は滅びると考へて居りますから、從つて官吏に非常に良い人を欲しい、良い人と云ふのは大學出の秀才と云ふやうなものと言ふのぢやありません、人格が伴はなければなりません、さう云ふことを……其の點を通じて官吏の試験制度と云ふものを是からなさると云ふことでありますから、大變結構と思ひますので、其の希望を述べて置きます、それから細かいことになりますが、各省大臣は是では政令、省令と云ふ規則は出来ますけれども、直接に行政處分を爲すことが出来るのでありますか、是にはありませぬのですが、現行法では行政處分を爲す場合が特に規定されて居りますが、將來は大臣が行政處分を直接に爲すと云ふことは一切止めるど云ふ御趣旨でありますか、それだけのことをちよつと伺ひたいと思ひます

○政府委員(入江俊郎君) 勿論各省大臣は行政處分を爲し得るものと考へて居ります、それは行政處分は法律を執行して行くことになりますから、謂はば其の行政處分を爲し得るかどうかの根據は法令にあると思ひますので、其

の法令の中に矢張り誰がさう云ふ處分をするかと云ふことが書いてありますし、或場合には主管大臣、或場合には行政官廳と云ふやうな表現もあらうと思ひます、それ等の規定からして各省大臣が行政虚分が出来ると云ふことは當然結論されると考へて居るのであります

○佐々木惣一君 それでは詰り此の官廳法から直接には出て来ないのだけれども、官廳法に基いて出来まする法令を依つて、各省大臣に行政處分の権利を與へることがあると云ふことに了解して宜しいのでありますか

○政府委員(入江俊郎君) 左様であります

○佐々木惣一君 もう一點伺ひたい、
第九條、第十條ですが、「内閣官房及び法制局」と云ふことがあります、是はどうでございませうか、第九條には「内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣總理大臣の管理する事務を掌ることができる。」と云ふことになつて居る、それからこの

次の第十條には「内閣官房長官及び法制局長官は、夫々内閣官房又は法制局の事務を統理し、所部の職員の服務につき、これを指揮監督する。」斯う云ふことではあります。すると是等の長官は職務に付て指揮監督する非常な権限を持つて居る、露骨に申しますれば、將來此の官廳法の適用を誤まると、斯様なことを言ふのは、此處に御出でになるのでをかしいが、決してあなたのことぢやない、法制局長官なり内閣官房長官と云ふものが結局一種の非常な権限を持つてしまつて、それが實際的に政府になる。それが獨裁的の所謂從來の官僚の弊害とか云ふことが言はれ

ましたが、それが云ふやうなことを生ず

る虞れがないとも限らぬのであります
ら削除してしまつて、若し必要があれ

方でもそんなことは御賛成でないので
か、さう云ふ點に付ては固より政府の
は内閣法に決めるべきものではない
か、斯う思ふのですが、如何でせう
十二條に「内閣は」
○政府委員(入江)

あつて、極力さう云ふ風にならぬやう
こ比の去事と適用する云ふ御考ニ多
か。
(文部省圖書監修官工部省告)

は此の法律を適用する云ふ結果となるべく宜しうござりますか、是は大臣か
へて宣傳する事と考へて宣傳員（大蔵監修官）内閣法に於きましては、内閣と云ふ合議體のことの庶務を掌る。」

らでも、…
○國務大臣(齊藤釜吉) 戊辰九條二
を先づ決めまして、其の仕事を助ける
機関として内閣官房及び法制局を置き、居ります、總てキ
般に關することを

内閣總理大臣の管理する事務を掌る

方は、寧ろ内閣官房なり法制局なりが
ふことで内閣法の事務と云ふものは、内閣
事務と云ふものは、内閣官房なり法制局なりが
あります、内閣總理大臣の管理する

それを内閣官房長官、決制局長官が事
總理大臣と云ふ行政長官の管理する事
「内閣官房及び法

務を自由に掌つて處分すると云ふこと
になりますと、やり方に依つては相當
置いた譯であります、九條の規定は、
務を分擔すると云ふ方面から規定を、
した、そこで組織化を、法律の定めるところ

強大な権限を行使するやうにならうと
矢張り内閣法とは性質を異なるもの
助ける機関であり

思ひますけれども、是は實際の運用上に於きまして、さう云ふ極端なことを考へて居るのであります。そこで十條等は内閣官房、法制局の組織に關す
る法律の中には書いてあるけれども、併せぬけれども、併

やれば、自然政治問題も起つて参りま
す。内閣法の方に書くと云ふこと^は規定でございますから、或は是だけ
と云ふのは一つと申しますから、内閣
と云ふのは一つと申しますから、内閣

内閣官考へられますけれども、併し内閣官行政官廳法の方へ

房、法制局と云ふ風なのは、矢張り行政部局としての動きをするものであります。いた、斯う云ふ

○澤田牛齋君　ちよつと今のことにつき
あり、その内容等の規定は内閣法の
○澤田牛齋君

中には書くよりは、行政官廳法の方で扱ふことの方が體制上適當であらうと考
法制度に二つの性質のことは内閣

法に大體規定すべきことぢやないでせ
へた譯であります、そこで内閣法に於
一つの性質は行政、風に只今御ぼ
さみへこよ、よつて、一の事に

又内閣法と云ふものが各省行政官廳法と別になつて居る以上其の方に
が、第五項に、其の組織を別に法律で

規定すべきものではないでせうか、此定めると云ふ風に書きました次第であつて、立て方の問題だらうとナ
○政府委員(入江俊義) 考へて居るので、二

の前に内閣法の審議の時に、私は行政官廳法と照し合せて見なければ本當の
れども、私共は今言つたやうな考へ方
○澤田牛齋君

審議は出来ないと云ふことを強く申しました。が、そしも今申しますやうな關房、法制局の規定を理解し立案をしで、内閣法と行政官廳法に於ける内閣思議に思ふのは、が童つて居つてもが童つて居つても

關係があるからであります、内閣法と云ふた次第なんであります。ものを決める法規

ふものが別に出来たのであるから、其のうちに官房や法制局のことは規定する。澤田牛齋君、さうすると内閣法では何を規定して居つたのですかな、どう織が出て來ると云つて、もう幾らも

べきものであつて、それ以外のことを
も私記憶しませぬが、内閣法に法制局
ことを示すものがある。

行政官廳法に規定すべきものではなかる官員のことが古より出て居たが、うす官廳の組織と

繩法が出来、其の組織の事務はそれは幾つも種類があるでせうけれども、どうも同じやうな名で以て實は違ふ別の官廳だと云ふやうな觀念を與へるやうな書き方と云ふものは、是はどうも法制上面白くないだらうと私は思ふのであります。が、あの内閣法では運用が付かないのです。せうか、今の官廳法の九條から十二條迄の規定を置かないと云ふと、内閣法だけでは官房、法制局も動けないと云ふことに御解釋になつて居るのでせうか。

○政府委員(入江俊郎君)　此の内閣官房、法制局の組織に付きましては、内閣法で別に法律を以て之を定むと云ふ風な規定がありますから、法律で決めること必要があります、それが決りませぬと云ふと、内閣官房、法制局が内閣法の方の作用を營む場合にも支障を生ずると云ふことにもなるのであります。只今の行政官廳法の第十條の規定は別に法律を以て定めると云ふ其の法律に當るものと考へて居ります。

○白根竹介君　今の第十條ですが、内閣法に規定してある内閣官房及び法制局と云ふものは、キヤビネット、内閣の補助機關で、是は行政官廳ぢやないのですな、それから今度の行正官廳法に依る第九條の内閣官房及び法制局と云ふものは、行政官廳たる機能を付けた規定であるやうに思ふのであります。が、さうでござりますか。

○政府委員(入江俊郎君)　大體其のやうに考へて居ります。

○白根竹介君　さうすると、澤田君の質問されたやうにちよつとをかしいやうに思ふのですが、内閣法の第十二條第五項にあります「内閣官房及び法制局の組織は、別に法律の定めるところ

による。」此の内閣法に於ける内閣官房及び法制度と云ふものは行政官廳ぢやないのですから、斯う云ふことを行政官廳法に譲つて居るのは、ちよつと法律の形式から言つてをかしいやうに思ふのですが、どうでせうか

○政府委員(入江俊郎君) 内閣と行政官廳法との關係は實は此のやうに考へて居ります、即ち内閣と申しましても、新憲法に於きましては行政權を擔任する最高の部局である譯なのであります、そこで其の内閣が行政權を持つて居る、其の行政權の行ひ方に付きましては、内閣と云ふ合議體だけてやらないで、それを各省に振り分けてやると云ふことになつて行からと思ひます、従つて其の「行政權は、内閣に屬する」と云ふあの憲法の六十五條の規定は先づ内閣法に於て合議體として行政權を具體的に行ふ場合に各省に分擔せしめて行ふと云ふ兩方ともあると思ふのでござります、内閣法では、先づ合議體としての内閣のことを決めまして、其の合議體としての内閣が責任を持つて居る、行政權の具體的行使方法論に付ては、之を行政官廳法の方で取扱ふと云ふ建前にした譯であります、そこで内閣法に於きまして、内閣はどう云ふ權限を行ふかと云ふこと、それから内閣と云ふ合議體は誰から出來て居るかと云ふ風なことを書きまして、さうして各大臣の分擔管理の關係は、是は別に法律の定める所に依つてやる云ふことにした譯なんであります、それから又内閣、キャビネットの補助機関である法制度或は内閣官房と云ふものに付きましても、是は内閣それ自身ではないのですから、それ等

の補助部局に付きましては別に法律で
決めるに云ふことにして、他の法律、
之を行政官廳法の方に纏めた、そこで
一體内閣官房若しくは法制局と云ふも
のが、是は行政官廳であるのかないの
かと云ふことになりますと、是は理窟
の上から申しますと、はつきりしない
のであります。兎に角内閣法に於き
ましては、内閣と云ふキヤビネットに
付きましての行政權の本來を書きまし
て、其の他に付きましては、之を他の
法律に譲ると云ふ建前にしたのであつ
て、其の他の法律に譲つたものと纏め
まして、此の行政官廳で處理した譯な
のであります、でありますから、只今
問題になつて居ります行政官廳法の第
十條と云ふものを、行政官廳法の方で
受けて書くと云ふことは、内閣法の官
制に於ては差支ないやうに考へて居る
のでありますか……

云ふものは此の参考書にあります戰災復興院とか、復員廳であるとか、それから經濟安定本部とか、さう云ふものと云ふ譯ですか

○政府委員(入江俊郎君)　此の總理廳と考へて居りますのは、此の總理廳は現在内閣では、恩給、統計の仕事をやつて居ります、そこで恩給局、統計局と云ふやうなものが合せられまして玆に總理廳と云ふ觀念が出て来る譯であります、それから戰災復興院であるとか、復員廳、或は經濟安定本部と云ふ風なもののは、總理廳から見れば謂はゞ外局に當るものと云ふ風に考へて居るのあります

○白根竹介君　此の行政官廳法は外局であらうと何局であらうと、總て網羅した一般の行政官廳に對する一般原則と思ひますが、經濟安定本部は此の中のどれに該當するものでありますか

○政府委員(井手成三君)　此の行政官廳法の第三條を御覽戴きますと、總理廳、從來の各省及び「云々」とございますが、内務省で言ひますと、昔の神祇院のやうな地位であります、即ち從來の内務大臣の管理する外局たる神祇院のやうな具合に考へて行きたいのであります、總理廳は今日初めて出ました観念であります、從來内閣と云つて居りました機構の中で、法制局及び内閣官房、即ち國務大臣の合議體の仕事を分掌してゐる部局でありました法制定と内閣官房以外のものを、之を總理廳と考へるのであります、それは現在の内閣たる恩給局、統計局のやうなものであります、而して内閣總理大臣の所管であります戰災復興院とか、復員廳とか安定本部と云ふやうなものは、丁度軍事保護院とか、それから神祇院と

云ふやうなものが、厚生省、内務省等に對しまする關係と同様でありますて、恩給局等が集つて出來ます總理廳に對する關係に於て安定本部、復員廳、戰災復興院として、外局として之について行くと云ふ考でござります
○白根竹介君 恩給局、統計局は今迄は内閣書記官長の下にありますので、官制は別になる譯ですか、官房から離れる譯ですか

○政府委員(井手成三君) 其の點に付きましては、本來合議體たる内閣に附屬します内閣官房の長官たる内閣官房長官が、九條の運用に依りまして恩給局、統計局等の事務を統轄するやうに持つて行きたいと考へて居ります、更に先程ちよつと御話がございました點でございますが、九條で非常に大きな仕事を内閣官房及び法制局が、總理大臣の大きな仕事を司るやうな御質問がございましたが、是は現在法制局は、大體總理廳に當るもの文書課の仕事を多くやつて居ります、内閣官房は、總理廳に當りますものの官房の事務をやつて居りますから、其の現状を其の儘踏襲したいと云ふやうな考へ方を持つて居る次第であります、今申しまして内閣の統計局、恩給局に付きましても、書記官長が其の事務の統轄をすることになりますから、此の程度のことを九條で考へたのであります

○白根竹介君 今の問題はその程度にしまして、一番終ひに内閣法の一部を次のやうに改正すると云ふのはちよつとの法律を以て内閣法の改正をするのはどうかと思ふのですが、何か非常に困つたことでもあるのですか

○政府委員(入江俊郎君) 此の内閣法の一部の改正は別の法律ですることが

或は正當であるかも知れぬけれども、併し此の内閣法の第二條第一項を變へましたのは、行政官廳法第一條を斯くの如く決めましたことに照應致しまして、内閣法の規定を整備したのでありますので、そこで從來さう云ふことをやりますものですから附則便宜一括して改正したと云ふ譯であります、即ち行政官廳法第一條の改正と實質的に關聯のあるものですから附則に持てて來た、斯う云ふことなれば、内閣總理大臣、各省大臣の關係が從來の儘で一應踏襲致しましたから、そこで五月三日現在に於ける各省が其の儘引繼と云ふことを考へた譯であります、行政官廳法自身が五月三日現在を抑へまして、其の儘從前の例に依ると云ふ考へ方に致して參りまして、而も内閣と云ふものは内閣總理大臣と國務大臣とが集つて出來る合議體であるものでありますから、矢張り内閣法に於きましても、其の内閣を構成する大臣の數は、五月三日現在のものを其の儘踏襲して行くと云ふことにすることが、行政官廳法第一條の此の新しい規定を作つたのと照應して適當と考へまして、それで斯様な表現にした譯なのであります。

○白根竹介君 「及び國務大臣十六人以内」とすれば敢て改めなくて宜いように思ひますが、實質的に矢張り改めなければいかぬですかね

○政府委員(入江俊郎君) 内閣法で國務大臣十六人と致しましたのは、内閣法が出來ました時の國務大臣を抑へて五月三日以後に於ても十六人以内を以て事が足りると云ふ當時御説明をした

かと思ひます、併し今度行政官廳法を作つて参りまして、第一條に於て五月三日現在に於ける状態を各省大臣の數等も其の儘踏襲すると云ふ建前にじたまでもそれと照應して其の時現在に於ける定數を以て内閣が組織されて行くのだと云ふことに対することが、平仄が合ふものと考へたものであります。

○白根竹介君 もう一つ小さいこと

で、さつき第四條で「職員の服務につきこれを統督する。」と云ふことで質問がありました、私もどうも統督と云ふのは何か責任が政府委員の御答辯のやうにほんやりとしたやうな風になるやうな氣持がするのであります。

此の宮内省の官制を見ますと「長官は府務を總理し、所部の職員の服務につきこれを指揮監督する」、宮内府の長官は矢張り各省大臣と同じやうな立場にあるのですが、一方の各省大臣は統督する規定期間で居るし、宮内府は指揮監督する、勿論各省大臣は一方國務大臣と云ふ重責を持つて居るのですから、少し部下に對してはぼやつとした指揮監督權を持つて居ると云ふ風に言ひ表した方が宜いのぢやないかと思ふのですけれども斯う云ふ風に區別する、部下の職員に付ての大臣の責任が何かぼやつとしたやうに見えますけれども、責任の點に付ては指揮監督するども、責任の點に付ては指揮監督すると言いても、統督すると書いても、同じ見て差ないのでですか

○佐々木惣一君 分りました、それからしては特に官吏のことに付ては迄

も能くありませんが、一級、二級、三級、あの別は今の勤任、奏任、判任のやうに任命の手續とか、何とかを標準として設ける區別なんですか、唯任意に付ては大事だから一級にするとか……、三級の區別が、それに分属せしめる官吏……

○政府委員(井手成三君) 只今一級、二級、三級に區別して居りまする實質上の考へ方としまして、先づ一級が擔任する仕事は内容が相當複雑であり、且又判定力が必要であると云ふ意味から資格を區別して居りますが、非常な高級な學校を出て、相當な経験を持つて居る、或は二級官の経験も相當やつた人、それに應じまして、又二級、三級に付きましたも、擔當しようとする仕事の内容に付て、資格を區別します、更に最高の一級に當るボストのものに付きましては、さう云ふ位に當る人

に付きましたから、手續を嚴重にしまして、現在では闘議を經て御勤任を戴く、二級に付きましたは總理大臣を經て上奏して所謂奏任と同じ手續でやつて戴く、三級に付きましたは、仕事が事務補助的のものでありますから、大

かと思ひます、併し今度行政官廳法を作つて参りまして、第一條に於て五月三日現在に於ける状態を各省大臣の數等も其の儘踏襲すると云ふ建前にじたまでもそれと照應して其の時現在に於ける定數を以て内閣が組織されて行くのだと云ふことに対することが、平仄が合ふものと考へたものであります。

○白根竹介君 もう十二時になりましたがら、午後一時から始めることに致しまして、休憩致します。

午後零時三分休憩

午後一時十六分開會

○委員長(伯爵前田利男君) 引續き委員會を開會致します

○佐々木惣一君 御尋ねしますが、是

は要するに中央行政官廳の規定のやうですが、地方官廳と云ふものに付てはどう云ふ風に將來なる御考へなんですか

○佐々木惣一君 内務行政官廳のものでないですね

○政府委員(入江俊郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました、それからしては特に官吏のことに付ては迄

も能くありませんが、一級、二級、三級、あの別は今の勤任、奏任、判任のやうに任命の手續とか、何とかを標準として設ける區別なんですか、唯任意に付ては大事だから一級にするとか……、三級の區別が、それに分属せしめる官吏……

○政府委員(井手成三君) 只今一級、二級、三級に區別して居りまする實質上の考へ方としまして、先づ一級が擔任する仕事は内容が相當複雑であり、且又判定力が必要であると云ふ意味から資格を區別して居りますが、非常な高級な學校を出て、相當な経験を持つて居る、或は二級官の経験も相當やつた人、それに應じまして、又二級、三級に付きましたも、擔當しようとする仕事の内容に付て、資格を區別します、更に最高の一級に當るボストのものに付きましては、さう云ふ位に當る人

に付きましたから、手續を嚴重にしまして、現在では闘議を經て御勤任を戴く、二級に付きましたは總理大臣を經て上奏して所謂奏任と同じ手續でやつて戴く、三級に付きましたは、仕事が事務補助的のものでありますから、大

各省大臣等に付ては從來の法令が皆統督と云ふことになつて居りました、指揮監督と申しますと非常に具體的なものでありますので、此處では各省大臣は各省定もそれと照應して其の時現在に於ける定數を以て内閣が組織されて行くのだと云ふことに対することが、平仄が合ふものと考へたものであります。

○佐々木惣一君 特別地方官廳と云ふものは、學問で言ふ特別行政廳、鐵道局と云ふやうなものを言ふのですね

○政府委員(入江俊郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました、それからしては特に官吏のことに付ては迄

も能くありませんが、一級、二級、三級、あの別は今の勤任、奏任、判任のやうに任命の手續とか、何とかを標準として設ける區別なんですか、唯任意に付ては大事だから一級にするとか……、三級の區別が、それに分属せしめる官吏……

○政府委員(井手成三君) 只今一級、二級、三級に區別して居りまする實質上の考へ方としまして、先づ一級が擔任する仕事は内容が相當複雑であり、且又判定力が必要であると云ふ意味から資格を區別して居りますが、非常な高級な學校を出て、相當な経験を持つて居る、或は二級官の経験も相當やつた人、それに應じまして、又二級、三級に付きましたも、擔當しようとする仕事の内容に付て、資格を區別します、更に最高の一級に當るボストのものに付きましては、さう云ふ位に當る人

に付きましたから、手續を嚴重にしまして、現在では闘議を經て御勤任を戴く、二級に付きましたは總理大臣を經て上奏して所謂奏任と同じ手續でやつて戴く、三級に付きましたは、仕事が事務補助的のものでありますから、大

臣以下各局長官、地方長官に委してあります、従つて任用の資格と任用の手續に於て區別を致す見地から、一級、二級、三級と云ふものを作つて居ります。○佐々木惣一君 分りました、質問は是で終ります。

○澤田牛齋君 ちよつとそれに關聯して居りますが、何か官吏法と云ふものが出て居るのですか

○政府委員(入江俊郎君) 官吏法に付きましたは、今度の議會に於きましては、それを準備する時間がありませぬでしたので、それは次の議會に譲つた譯であります。

○澤田牛齋君 それは憲法の施行には別に抵觸はないのですか

○政府委員(入江俊郎君) 憲法に依りますと、官吏に付きましては、法律の定める規準に従つて内閣で官吏に付ての仕事をするやうになつて居りますが、それ故憲法施行後にはさう云ふ官吏に關する具體的な規則も法律で定むべきものと考へて居ります、唯今申上げましたやうに、準備が整はないと云ふことでありまして、假に之を法律と云ふ形で致しましても、現在ある官吏制度なり勅令の主なる所を其の儘法律にすると云ふ本當の形式的なことになるのですから、此の際は其の法律を出すことを止めまして、別に委員會で御審議を願ふことになつて居り、憲法施行の際に現に命令の效力に關する件と云ふあの規定に依りまして、將來法律を以て規定すべき事項も今年限りの間は、法律と同等の效力を持つと云ふことに致しまして、それで憲法上の要請の辻褄を合せて居るものであります。○澤田牛齋君 少し脱線するやうですが、御許しを願ひたいと思ひます、憲

法のちよと行政官廳法とも直接關係ないかも知りませぬけれども、併し行政官廳を組織するのは官吏だからひとつと關聯するのですが、憲法の成文では、官吏の任免は人民固有の権利だと云ふことになると云ふけれども、どうも法律で以て委任することは出来ないことになるのぢやないかと云ふやうに思ふのであります。そんな點はどんなものでございませうか、皆矢張り官吏は總てレフエレンダンムに依らなければならぬと云ふ議論になつて來やしませぬか、あの憲法の何條かの規定に依つて……

○政府委員(入江俊郎君) 憲法十五條に「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の権利である」と云ふ其の條項と存じますが、是は憲法の審議の時にも屢々問題になつたと思ひますが、此の規定は具體的に公務員を選任し、罷免をすると云ふ、其のやり方のこと迄拘束することではなくして、其のやり方がどう定まらうとも、其のやり方を定める抑々の根源は、國民固有の権利であると言つたのでありますから、法律に於きましてそれ等に付ての規則を定めて、國民が國會に於てそれを論議する途次へ通れば、憲法十五條の要請は、満足して來て居る考へて居るのでございます。

○澤田牛齋君 それ以上は憲法論になりますから發言を止めます。

○白根竹介君 ちよと蒙を啓いて戴きたいと思ひますが、總理廳でござりますな、是は先程御話がございましたが、具體的に申すと、茲に日本行政機構一覽圖と云ふのがござります、そこ内閣總理大臣の現在やつて居る仕事が皆書いてありますが、具體的に申す

○政府委員(井手成三君)　此の表を御開き戴きまして、例へば事務局として考へて居りまする所を、御参考迄に申上げさせて戴きます。内閣の中の法制局、是は豫想致して居りまする如く、合議體の内閣の下に立つ補助局である、唯此の行政官廳法の規定に依りまして、總理廳の事務を御手傳ひする能力はありますが、本來は内閣に附ける積であります、賞勲局も榮典行政をどうするかと云ふことは、實は最高の所迄決定致して居りませぬが、大體總理大臣の行政部局である總理廳の中に入る豫定と考へて居ります、それから官房總務課、人事課、會計課、審議室であります。が、賞勲局の榮典行政の方は、内閣の合議體の下には附けない豫定であります。が、總理廳の内局的のものにするか、外局的のものにするか、其の點は未決定であります。官房の中で總務課のやうなものは、問題なく大部部分は、合議體の内閣の總務をやつて居りますので、其の方向に行くだらうと思ひます、人事課、會計課になつて來ますると、總理廳の官房事務の部分が相當ござります、或は内閣自體の庶務をやつて居ります部分も多からうかと思ひまして、此の機構をどうするかは未だ未決定であります。審議室の能効も大體内閣の庶務に當るので、合議體の官房に附いて行くのが宜いだらうと思つて居ります、恩給と統計は今の大處、總理廳の中心をなす内閣の中にならうと思ひます、戰災復興院、復員廳、俘虜情報局、經濟安定本部、物價廳、行政調査部、新聞出版用紙割當事務局、此の中に付きましても、復員

○白根竹介君　内閣法に「内閣總理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ、内閣の處置を待つことができる」と、此の第八條は總理大臣の行政官廳的の面ぢやないのでございますが、さうするとさう云ふ仕事は矢張り總理廳に屬するやうなことになるぢやないかと思ふんですが、其の邊は如何でございませう

○政府委員(入江俊郎君)　今の御尋ねは内閣法八條でございますが、是は憲法七十二條を受けまして、七十二條の規定を更に内閣法の中で具體化したものと考へて居ります、ですから此の内閣總理大臣と申しますのは、内閣と云ふものを代表した意味の、總理大臣と云ふ風に考へて行くべきものかと思つて居ります

○白根竹介君　大體分つたやうな分らないやうな恰好になるんですねが、是以て上質問しても餘り具體的にはつきりしませぬけれども、要するに總理廳と云ふものは、今はつきり分つて居る所は統計局と恩給局が仕事の主なるものであつて、その外人事、會計なんかに付て多少總理廳の關係する部門があると云ふ譯でございますか、左様承知して宜しうございますか

があり、又其の下に侍従があると云ふやうな機構になつて居りまするが、此の新法の第七條を見ますと、極めて簡単に「侍従長は、側近に奉仕する。」と云ふだけ規定して居りまする、何だか非常に物足りない感がするのであります、現行の宮内省官制で、侍従の職務が此の通り側近に奉仕すると云ふことなのでありますて、侍従長は第三條にもござりますやうに、宮内府長官と侍従長は天皇の認證を要するやうな重要な職務でありますので、もつと之を莊重に規定した方が宜いのではないかうか、まあ例へて申しますれば、侍従長は當時側近に奉仕し、内部の事務を監督すると云ふやうなことを規定した。方が宜いのではなからうかと思ひますが、斯う簡単に片付けてしまつたことに付て何かそこに意味があるのでありますか、是で又十分と御考になつて居るのでありますか、其の點を先づ伺ひたい、それに關聯しまして、侍従と云ふ中には女官を含んで居るのでありますかどうか、現行官制では、女官は宮内省官制の外に女官官制と云ふ特別な官制で規定されて居るのでありますか、新憲法の下に男女同權を認められた今日、女官と云ふ者は固より存續すると思ふのであります、何故に女官の規定を絶え書がなかつたのか、或は侍従の中に女官が含んで居りますかどうか、其の點も伺ひたいと思ひます、それからもう一つ第二條に式部官を特詔してあります、是は何故に式部官だけを特記されたのでありますか、分り兼ねるのであります、矢張り宮内府事務官で其の中に含めて宜いやうにも思ふのでございますが、政令の定める所に依つて所要の職員を置く

ことが出来ると云ふことに、其の條文の末項にござりますから、特に式部官だ併を特記した理由が不明なのであります、補職で結構であると思ひますするが、其の點に付て御説明を願ひたい、大要以上の點を先づ御臺ねしたいのであります。

ふこと、或は又公の接待と云ふ風なことが將來に於ける宮内府の事務として特に獨立の機關として之を認めることが適當であらうと云ふ結論に到達して、式部官に付きましては之を補職にせず、獨立の官と致した次第であります

○男爵白根松介君 大要御説明で了解致しましたが、式部官のこと付てちょっと御尋ねしたいのです。将來外國の使臣が來航したやうな場合は、矢張り是は國が大體總てを賄ふことなんですか

○政府委員(入江俊郎君) 外國使臣が日本に参りました場合に之を擔受すると云ふことは、憲法にもあります通り天皇の御行爲になつて居りますが、それを皇室關係として色々な儀式を行ふ場合があらうかと思ひます、又儀式に關聯してそれ等を接待すると云ふやうな場合がありますので、それを式部官をして扱はせると考へて居ります、其の費用等に付きましては、此の外國使臣の接待に付きましては宮廷費の中に若干の費用を盛り込んでござりますが、宮内府費として御やりになる限度に於ては豫算は宮廷費の方から出ると云ふ風に考へて居ります、又若干のものは交際費と致しまして宮内府費の中にも若干盛り込んでござります

○男爵白根松介君 今の御説明で大體了解致しましたが、私は式部官は特記する程の何はない、宮内府事務官で補職で結構と思ひます、恐らくは英國あたりの例を引用されてのことだらうと思ひますが、大して重要なことでないと思ひますから、私の質問は是で終ります

○佐々木惣一君 ちよつと御尋ねしたいのですが、第一條に先づ關聯して宮内府の詰り事務範圍、是は皇室關係の國家事務、それは分りますが「政令で定める天皇の國事に關する行爲に係る事務」、斯うあるのであります。此の政令で定める國事に關する行爲以外の事務はそれは宮内府は取扱はぬと云ふことになるのですか。

○政府委員(入江俊郎君) 此の皇室關係の國家事務と考へられますものは、其の方で入りますが、さうでないものに付きましては特に政令で定めたものでなければ、宮内府では扱はないと云ふ風に考へて居ります。

○佐々木惣一君 さう致しますとさう云ふ事務は矢張り普通の行政官廳が扱ふと云ふことになりますね、天皇の國事に關する行爲に係る事務でも……

○政府委員(入江俊郎君) 左様に考へて居ります。

○佐々木惣一君 それから是は全般を通じて後の方が宜いかも知れませぬが、天皇の、詰り國事に關する國家事務的のものでない、私の事務と云ふものを取扱ふ場合、さう云ふ場合はどう云ふ機關が考へられるのですか、そんなものは將來は國家制度の上に於ては明かにしないと云ふ御考ですか。

○政府委員(入江俊郎君) 此の新憲法の精神から申しましても、天皇は國家の象徴であり、又國民統合の象徴であらせられると云ふ面からして、天皇の御地位を規定して居ります、そこで宮内府に於きまして考へて居りますのは、飽く迄天皇の公の方面からの關係を規定してありますから、全くの私と考へられます天皇の事柄は、是は宮内府で直接扱ふ事柄ではないと思ふの

であります、さうすると、それ等はどうするかと云ふことであります。されば皇室と云ふ御一家に於きまして必
要なる職員を置き、又必要なる人を擧
きまして、それ等の費用は内廷費から
御出しを願ひまして、さうして之を處
理して行くと云ふことにならうと思ひ
ます、實際問題としてはそれ等の仕事
に付きましても、宮内府に於て或限度
に於ては御世話する場合もあらうと思
ひますけれども、建前は公の面から宮
内府に於ては皇室の面を扱ふ、又さざ
云ふやうな風に公私の區別を立てるこ
とが新憲法の下に於ては將來の皇室の
あり方を正しくして行くものと考へて
居るのであります。

○佐々木惣一君 皇室内部のことであつて、例へば東宮の御教育と云ふやうなことに付ては、特に國家の方で考へられたると云ふやうなそんな御考はありますか

○政府委員(入江俊郎君) 東宮の御教育に關しましては、東宮は皇位繼承の第一位の方であり、次に天皇に御成りになる方々でありますので、皇子の御學問に付ては是は公の事務と考へ、皇室關係の國家事務と考へて居ります。又其の費用等も豫算と致しましては、宮廷費の中で皇子御學問費と云ふものを盛込んであるのであります。

○佐々木惣一君 それから此の長官其他宮内職員の任免です、任免はどう云ふ風になるのでありますか

○政府委員(入江俊郎君) 宮内府長官の他宮内職員の任免を關しての手續を決める政令で以て規定をしたいと思つて居りますが、一級官に付ては現きましては、宮吏の任免に關しての手續を決めるだけ慎重に、又時の政治的關係に於ては、宮内府の性質から見まして、任免の手續等も考へて行きたいと思つて居ります

○佐々木惣一君 それは其の任免と云ふ行爲を具體的にやる場合のさう云ふ職權官廳の心得としてありますか、只今

○佐々木惣一君 これは法の規定の上で何か特別の注意に基くやうな法規を之に付ては設けられ、斯う云ふ御趣旨なんですか、只今

○政府委員(入江俊郎君) 待從に付て陛下の御意思を重んじると云ふことは運用の上から見ますと必要なことと思

○政府委員(入江俊郎君) 宮内府長官

に付きましては、一級官でありますて、内閣に於て閣議を經て決めると云ふやうな制度にするのが宜いのではないかと思つて居りますけれども、宮内府長官以下の官の任免に付きましたは、宮内府長官が恰も各省大臣の立場と同様に、出来るだけ宮内府長官の意見をそれに反映させて、それ以下の職員の任免を行ふやうな法制を目下考へて居ります。

○佐々木惣一君 それで此の宮内府長官以下の者は宮内府長官が監督するのでせうが、宮内府長官其のものに対する監督機關はどう云ふことになりますか、内閣總理大臣が監督すると云ふことになりますか

○政府委員(入江俊郎君) 是は内閣總理大臣が監督をすると考へて居ります

○佐々木惣一君 それは第十三條の「宮内府は、内閣總理大臣の所轄とする」、其の規定から來るのでございませうか

○政府委員(入江俊郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました、私の質問はこれで

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○佐々木惣一君 これから見て、一々動くと云ふやうなことのないやうに十分注意を施しまして、任免の手續等も考へて行きたいと思つて居ります

○佐々木惣一君 これは法の規定の上で何か特別の注意に基くやうな法規を之に付ては設けられ、斯う云ふ御趣旨なんですか、只今

○政府委員(入江俊郎君) 待從に付て陛下の御意思を重んじると云ふことは運用の上から見ますと必要なことと思

○政府委員(入江俊郎君) 宮内府長官

に付きましては、一級官でありますて、内閣に於て閣議を經て決めると云ふやうな制度にするのが宜いのではないかと思つて居りますけれども、宮内府長官以下の官の任免に付きましたは、宮内府長官が恰も各省大臣の立場と同様に、出来るだけ宮内府長官の意見をそれに反映させて、それ以下の職員の任免を行ふやうな法制を目下考へて居ります。

○佐々木惣一君 それで此の宮内府長官以下の者は宮内府長官が監督するのでせうが、宮内府長官其のものに対する監督機關はどう云ふことになりますか、内閣總理大臣が監督すると云ふことになりますか

○政府委員(入江俊郎君) 是は内閣總理大臣が監督すると考へて居ります

○佐々木惣一君 それは第十三條の「宮内府は、内閣總理大臣の所轄とする」、其の規定から來るのでございませうか

○政府委員(入江俊郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました、私の質問はこれで

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○佐々木惣一君 これから見て、一々動くと云ふやうなことのないやうに十分注意を施しまして、任免の手續等も考へて行きたいと思つて居ります

○佐々木惣一君 これは法の規定の上で何か特別の注意に基くやうな法規を之に付ては設けられ、斯う云ふ御趣旨なんですか、只今

○政府委員(入江俊郎君) 待從に付て陛下の御意思を重んじると云ふことは運用の上から見ますと必要なことと思

○政府委員(入江俊郎君) 宮内府長官

に付きましては、一級官でありますて、内閣に於て閣議を經て決めると云ふやうな制度にするのが宜いのではないかと思つて居りますけれども、宮内府長官以下の官の任免に付きましたは、宮内府長官が恰も各省大臣の立場と同様に、出来るだけ宮内府長官の意見をそれに反映させて、それ以下の職員の任免を行ふやうな法制を目下考へて居ります。

○佐々木惣一君 それで此の宮内府長官以下の者は宮内府長官が監督するのでせうが、宮内府長官其のものに対する監督機關はどう云ふことになりますか、内閣總理大臣が監督すると云ふことになりますか

○政府委員(入江俊郎君) 是は内閣總理大臣が監督すると考へて居ります

○佐々木惣一君 それは第十三條の「宮内府は、内閣總理大臣の所轄とする」、其の規定から來るのでございませうか

○政府委員(入江俊郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました、私の質問はこれで

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○佐々木惣一君 これから見て、一々動くと云ふやうなことのないやうに十分注意を施しまして、任免の手續等も考へて行きたいと思つて居ります

○佐々木惣一君 これは法の規定の上で何か特別の注意に基くやうな法規を之に付ては設けられ、斯う云ふ御趣旨なんですか、只今

○政府委員(入江俊郎君) 待從に付て陛下の御意思を重んじると云ふことは運用の上から見ますと必要なことと思

○政府委員(入江俊郎君) 宮内府長官

に付きましては、一級官でありますて、内閣に於て閣議を經て決めると云ふやうな制度にするのが宜いのではないかと思つて居りますけれども、宮内府長官以下の官の任免に付きましたは、宮内府長官が恰も各省大臣の立場と同様に、出来るだけ宮内府長官の意見をそれに反映させて、それ以下の職員の任免を行ふやうな法制を目下考へて居ります。

○佐々木惣一君 それで此の宮内府長官以下の者は宮内府長官が監督するのでせうが、宮内府長官其のものに対する監督機關はどう云ふことになりますか、内閣總理大臣が監督すると云ふことになりますか

○政府委員(入江俊郎君) 是は内閣總理大臣が監督すると考へて居ります

○佐々木惣一君 それは第十三條の「宮内府は、内閣總理大臣の所轄とする」、其の規定から來るのでございませうか

○政府委員(入江俊郎君) 左様でござります

○佐々木惣一君 分りました、私の質問はこれで

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○白根竹介君 只今の佐々木議員からの任免に付ての關聯質問を致したいのですが、此の侍従は何でござりますか、是は参考に伺ひたいのです

○佐々木惣一君 これから見て、一々動くと云ふやうなことのないやうに十分注意を施しまして、任免の手續等も考へて行きたいと思つて居ります

○佐々木惣一君 これは法の規定の上で何か特別の注意に基くやうな法規を之に付ては設けられ、斯う云ふ御趣旨なんですか、只今

○政府委員(入江俊郎君) 待從に付て陛下の御意思を重んじると云ふことは運用の上から見ますと必要なことと思

○政府委員(入江俊郎君) 宮内府長官

言つて居られましたが、まだそれも未定なのですか

體の公務員になつてしまふ、さうする

と過去に於ける恩給年限は公務員として將來の年限にも加算されると云ふこと

を承りましたが、現在の地方の公務員

員、詰り公吏ですね、公吏の恩給と云

ふものは今度此の公務員法が出来ます

ると云ふと、矢張り一般の公吏も恩給

法に依つて恩給を支給されるものと看

做されて、さうして過去に勤続した年

数は遡つて恩給法の適用を受けると云

ふやうなことになるのですか

○政府委員(三橋則雄君) 今御答へ致

しましたやうな風に、都道府縣の職員

の恩給制度に付きましてどうするかと

云ふことは根本的な問題であると思ひます、それがはつきり致しますればそ

れに應じまして現在の官吏から移つて居くる者に付きまして、それ相當の處

行くと云ふことで、それ等の關係を圓

満に執行して行つたらどうかと考へて居ます

○委員長(伯爵前田利男君) 他に御質疑はございませんか、別に御質疑もない

いやうでござりますから是から直ちに

討論に入りますが、御異議ありませんか

○白根竹介君 能く分りました

○委員長(伯爵前田利男君) 他に御質疑はございませんか

いと認めます、宮内府法案に付きましては、御異議ありませんか

○委員長(伯爵前田利男君) て討論を願ひます

○委員長(伯爵前田利男君) 御異議ない

いと認めます、宮内府法案は原案通り可決

ます

規定の效力等に関する法律案、之の御質疑を願ひます。

○佐々木惣一君 第一條で豫想して居られる命令はどんなものですか

○政府委員(入江俊郎君) 是で只今豫想して居りますのは、大體内務省關係の取締規定に若干のものがあるのです

ります、例へば内務省令で、案内業者の取締規則」と云ふ風なものがありま

す、或は又同じく内務省令で「營業浴場ノ風紀取締ニ關スル件」、或は又内務省

令で「按摩術營業取締規則」、それから商工省令で「保險募集取締規則」と云ふのがございます、是は保險業法九條の委任命令かも知れませぬので、それ等の關係は今研究中であります、若し是が獨立命令的なものでありますれば、

是も矢張り此の場合該當する命令かと申しますと、「航路標識條例」と云ふものがござります、又同じく勅令で「開港規則」、斯う云つたやうなものを實考へて居りますが、併しそれに角澤山あ

ります中で、或は氣が附きませぬもので、此の規定の適用があるものがある

かもと思つて居ります

○澤田牛齋君 第二條に「政令と読み替えるものとする」と云ふことがあります

が「読み替える」とはどう云ふ意味になりますか

○政府委員(井手成三君) 御目に掛けた法律で現れたのは割合少いと思ひますが、今回提案して居ります他の法律案にも附則あたりで相當使つて居るの

あります、是は前からも大分使つて居りましたが口語體の文章を探りまし

て以來、法制局でも相當熟して居りますが、

私共さう奇異に感じなくなつて居るのであります

○澤田牛齋君 元の古い頭の言ひ方で

言へばなんと云ふ意味になりますか、

政令と看做すと云ふことになるのです

○政府委員(井手成三君) 勅令とあるのを政令とすると云ふやうな表現に使つたらうと思ひます、看做すと云ふのは少し感じが違ひますので

○委員長(伯爵前田利男君) 外に御質疑がございませぬか、別に御質疑もな

いやうでございますから、是から直ちに討論に入ります、御異議ございませんか

○委員長(伯爵前田利男君) 御發言もないやうでございますから、直ちに採決に移ります、日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律案、是は原案通り可決することに御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵前田利男君) 御異議ないといと認めます、日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定の效力等に關する法律案は可決致しました、是にて散會致します

午後二時十四分散會

出席者左の如し

委員長 伯爵前田 利男君

副委員長 男爵杉溪 由言君
委員

公爵伊藤 博精君
侯爵廣幡 忠隆君
男爵白根 松介君
子爵加藤 泰通君
長敬君
子爵黒田

子爵日野西資忠君

林 春雄君

佐々木惣一君
白根 竹介君
男爵佐竹 義履君

澤田 牛齋君
板倉 順造君

國務大臣
國務大臣 齊藤 隆夫君

政府委員
内閣事務官 前田 克己君

同 三橋 則雄君

法制局長官 入江 俊郎君

同

佐藤 達夫君

成三君

法制局事務官 井手 成三君

昭和二十二年五月十四日印刷

昭和二十二年五月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局